

改正 昭和57年5月31日規則第50号
平成19年3月30日規則第49号
平成20年4月28日規則第46号
平成22年3月23日規則第12号

平成12年3月31日規則第71号
平成20年3月31日規則第22号
平成20年7月25日規則第79号
令和3年2月26日規則第14号

消費生活協同組合法施行細則をここに公布する。

消費生活協同組合法施行細則

(趣旨)

第1条 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)の施行については、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成12年規則71号・20年46号〕

(総会に関する届出)

第2条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下「組合」と総称する。)は、総会又は総代会が終了したときは、2週間以内に、その旨を議事録を添えて知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、法第40条第1項第4号及び第5号に掲げる事項を議決したときは、その関係書類を提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則22号〕

(役員選挙の届出)

第3条 組合は、法第28条第1項の規定により役員選挙を行なったときは、その旨を関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

(書類の整理)

第4条 組合は、その事業及び財産の状況を明らかにするため、法第25条の2第2項、第26条の5第1項、第31条の9第9項及び第45条第2項に定める書類のほか、次の各号に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 各組合 役職員名簿(総代を置く組合においては、総代を含む。)、剰余金処分明細書(損失処理明細書)、元帳、伝票及び現金出納簿
- (2) 物資を購入して供給する組合 供給物資仕入簿又は供給物資仕入関係伝票及び棚卸台帳
- (3) 物資の加工又は生産を行って供給する組合 供給物資加工台帳又は供給物資生産台帳
- (4) 協同施設の利用事業を行う組合 利用事業経理簿
- (5) 共済の事業を行う組合 共済掛金経理簿、共済金支払関係簿、積立金関係経理簿及び再共済経理簿

2 組合は、前項各号に掲げる書類の備付けに代えて当該書類に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては確認することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付けを行うことができる。この場合において、当該組合は、次に掲げるいずれかの方法により備付けを行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を当該備付けを行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより備付けを行う方法
- (2) 書類に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてきた電磁的記録を、当該備付けを行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより備付けを行う方法

3 組合が、前項に規定する電磁的記録の備付けを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該組合の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書類の作成をすることができなければならない。

4 組合は、第1項各号に掲げる書類の作成に代えて当該書類に係る電磁的記録の作成を行うことが

できる。この場合において、当該組合は、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

一部改正〔平成12年規則71号・19年49号・20年22号・令和3年14号〕

第5条 組合は、次の各号に掲げる書類（当該書類が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の整理をしておかなければならない。

- (1) 組合員名簿及び加入脱退整理簿
- (2) 定款、諸規程及び例規関係書類
- (3) 総会又は総代会、役員会その他会議に関する書類及び議事録
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（損失処理）関係簿
- (5) 試算表
- (6) 事業計画及び収支予算書
- (7) 監査及び事務引継関係書類
- (8) 許可及び認可に関する書類
- (9) 報告及び届出に関する書類
- (10) 登記関係書類
- (11) 契約関係書類
- (12) 雑書類

一部改正〔平成12年規則71号・19年49号〕

（自治監査）

第6条 監事は、毎事業年度、少なくとも6箇月ごとに組合の業務及び財産の状況について定期監査を行い、監査報告書を作成し、これを主たる事務所に備え、かつ、理事会に出席し、監査に基づく意見を述べるとともに、監査終了の日から2週間以内に当該監査の結果を知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成12年規則71号〕

（事務引継ぎ）

第7条 組合を代表する理事又は業務を執行する理事が異動したときは、監査立会いの上、事務の引き継ぎを行い、その引継書を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 組合は、前項の引継書の備付けに代えて当該引継書に係る電磁的記録の備付けを行うことができる。この場合においては、第4条第2項後段、第3項及び第4項の規定を準用する。

一部改正〔平成12年規則71号・19年49号〕

（届出事項）

第8条 組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、第7号から第11号までの場合にあつては、その理由を併せ届け出なければならない。

- (1) 設立、解散、合併、清算終了又は定款変更の登記の手続が終わったとき。
- (2) 役員の選任後登記の手続が終わったとき。
- (3) 解任、辞任その他の理由により、理事又は監事の氏名及び住所に変更のあつたとき。
- (4) 常任役員を決めたとき。
- (5) 主たる事務所又は従たる事務所を変更したとき並びに利用事業の施設及び配給所の設置を行ったとき。
- (6) 役員選挙規約、総会議事規則、事務執行に関する規則その他の諸規程を制定し、又は改廃したとき。
- (7) 定款に定める時期に通常総会又は通常総代会を開会することができないとき。
- (8) 事業を休止しようとし、又は休止したとき。
- (9) 組合についての破産手続開始の申立てをし、又は破産手続開始の決定を受けたとき。
- (10) 定款に定める解散の理由が発生したとき。
- (11) 法第35条第2項又は法第33条第1項の規定による請求があつたとき。

一部改正〔平成12年規則71号・19年49号・20年22号・79号〕

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第9条 法第50条の5の規定により知事が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかど

うかの基準は、消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）第4条の2に規定する基準とする。

追加〔平成22年規則12号〕

（実施規定）

第10条 この規則に定めるもののほか、届出の様式その他必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成22年規則12号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 消費生活協同組合法施行細則（昭和23年神奈川県規則第75号）は、廃止する。

附 則（昭和57年5月31日規則第50号）

この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第71号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る自治監査については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月25日規則第79号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月26日規則第14号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。